

令和3年度指宿市集落支援員募集要項

1 募集概要

指宿市では、中山間地域又は高齢化の進行の著しい地域の集落（以下「中山間地域等集落」という。）の状況把握のほか、中山間地域等集落の維持・活性化を図ることを目的に、指宿市集落支援員（以下「集落支援員」という。）を募集します。

2 活動地域

集落支援員の主な活動地域は、指宿市内の新たな地域コミュニティ形成に取り組もうとしている地区内です。また、イベント等の手伝い、研修会への参加等他の地域での活動もあります。

3 活動内容

集落支援員は市職員、関係団体等と連携・協力しながら次に掲げる活動を行います。

- (1) 地区内の巡回及びその状況把握に関する活動。
- (2) 地区内の住民の意見の集約に関する活動。
- (3) 地区内の住民の話し合いを支援する活動。
- (4) 地区内の住民が行う振興施策等に協力する活動。
- (5) 中山間地域等集落の振興に関し、その他市長が必要と認める活動。

4 募集人員 1名

5 募集対象者

地域の実情に詳しく、地域の支援、振興活動に関心の高い方、意欲的に活動できる方で、次の要件をすべて満たす方とします。

- (1) 中山間集落の振興に関し熱意・見識を有し、住民や行政職員及び協力者等とコミュニケーションがとれる方。
- (2) 活動に専念できる方。（市の公職に就いて、集落支援員と同種の任に当たられている者は対象外となります。例：民生委員等）
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方。（注1）
- (4) 普通運転免許を有する方。
- (5) パソコン（ワード、エクセル、インターネットなど）の基本的操作ができる方。
- (6) 性別、現住所は不問ですが、採用された場合はすみやかに指宿市に居住できる方。

6 任用予定期間

任用期間は、令和3年4月1日（木）から令和4年3月31日（木）までです。（選考等の能力実証等を行った上で、再度任用する場合あり。）

※任用期間は予定であり、令和3年度の予算措置がされた場合の任用期間となります。

7 勤務条件等

(1) 報酬 月額 147,300円

※この月額から所得税や社会保険料等の法定控除金額分が控除されます。

なお、退職金はありません。

※年2回賞与あり。

(2) 週勤務時間 月曜日から金曜日までの1週間のうち35時間（1日換算で7時間）

(3) 勤務時間帯 午前9時から午後5時までの間の7時間

※基本となる1週間の勤務日は月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時までの間ですが、週によっては勤務日又は勤務時間帯が変わる可能性があります。

(4) 休暇等 年次有給休暇のほか特別休暇があります。

8 応募方法

市販の履歴書に必要事項を記入の上、最近（3か月以内）に撮影した顔写真を貼り、直接持参または郵送してください。

※履歴書は封筒に入れ、表に「集落支援員申込書」と朱書きしてください。

※応募に係る経費はすべて応募者の負担となります。

9 応募締切 令和3年3月8日（月）午後5時必着

10 選考方法 書類選考および面接

※書類選考合格者に、面接試験の日程等を郵送でお知らせします。

※選考の経過及び結果についての問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。

【応募・問い合わせ先】

〒891-0404 指宿市東方9300番地1

指宿市役所 健幸・協働のまちづくり課 協働推進係

ふれあいプラザなのはな館内

電話 0993-23-1003

(注1) 地方公務員法

(欠格条項)

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者